（事務の委託）

第十二条の三　総務大臣は、次に掲げる施設の区域を区域とする調査区について、第六条第五項の規定により国勢調査員が行うこととされている事務を当該施設を管理し、又は運営する法人その他の団体に委託して行うことができる。

一　共同住宅又は長屋

二　学校等に在学している者が通学のために宿泊している寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設

三　社会福祉施設（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に規定する社会福祉事業に係る施設をいう。）その他これに類する施設で総務省令で定めるもの（入所により利用されるものに限る。）

四　病院又は診療所

五　船舶

2　総務大臣は、第十条第三項第三号の規定により調査票の提出を受ける事務及び第十二条第二項の規定により調査票を送付する事務を民間事業者に委託して行うことができる。

3　前二項の場合においては、総務大臣は、国勢調査の結果知られた秘密の漏えいの危険を防止するため、秘密の保護に関する事項を定めた契約の締結その他必要な措置を講じなければならない。

4　第一項の場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条第三項	国勢調査員	第十二条の三第一項の規定により総務大臣から国勢調査員が行うこととされている第五項の事務を委託された同条第一項各号に掲げる施設を管理し、又は運営する法人その他の団体（以下「委託管理団体」という。）
第八条第一項	区域ごとに、指定するものとする	当該委託管理団体が管理し、又は運営する施設の区域を区域として、第八条第一項
第六条第四項及び第五項	国勢調査員	委託管理団体
第六条第六項	国勢調査員	委託管理団体
	市町村長	市町村長の意見を聴いて総務大臣
第七条の見出し	国勢調査指導員及び国勢調査員	委託管理団体
第七条第一項	国勢調査指導員及び国勢調査員	委託管理団体
	それぞれ総務省統計局長の発行する国勢調査指導員証又は国勢調査員証	総務省統計局長の発行する委託管理団体証
第七条第二項	国勢調査指導員及び国勢調査員	委託管理団体に所属する者
	その事務	第十二条の三第一項の規定により委託管理団体が行うこととされている事務
	国勢調査指導員証又は国勢調査員証	委託管理団体証
第七条第三項	国勢調査指導員証及び国勢調査員証	委託管理団体証
第九条第一項第一号	国勢調査員又は国勢調査指導員等	委託管理団体又は委託管理団体等
第九条第一項第二号及び第二項、第十条第三項第二号、第十一条第二項並びに第十二条第一項及び第三項	国勢調査員等	委託管理団体等
第十五条第二項第一号	国勢調査指導員及び国勢調査員の候補者の推薦	委託管理団体となるべき法人その他の団体の推薦その他の委託管理団体の選定
第十五条第二項第五号	国勢調査指導員及び国勢調査員	委託管理団体

第十三条第一項中「第五条第一項第一号イ」を「第五条第一号イ」に、「同項第二号ロ」を「第二号ロ」に、「前条第三項」を「第十一条の三第二項の規定による審査又は第十二条第四項」に改める。

第十四条中「総務大臣は、」の下に「第十一条の三第三項の規定により都道府県知事から審査が終了した旨の通知がされた調査事項情報及び第十二条第五項の規定により都道府県知事から提出された」を加え、「及び」を「を行うとともに、総務大臣の使用に係る電子計算機を使用して、当該調査事項情報及び当該調査票の」に改め、同条に次の一項を加える。

2　総務大臣は、前項の規定による公表に先立ち、都道府県知事が第十二条の二第二項第二号の措置を講じた都道府県先行集計事項情報の審査を行うとともに、総務大臣の使用に係る電子計算機を使用して、当該都道府県先行集計事項情報の集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

第十五条第一項中「第十二条第三項又は第四項」を「第十一条の二第一項若しくは第二項、第十一条の三第二項若しくは第三項、第十二条第四項若しくは第五項又は第十二条の二」に、「もの」を「事務（第六号において「第十一条の二第一項等の事務」という。）」に改め、同項第六号中「第十二条第三項若しくは第四項の規定による事務」及び「同条第三項若しくは第四項の規定による事務」を「第十一条の二第一項等の事務」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「、第九条第一項第二号、第十条第三項」を削り、「第十一条」の下に「、第十一条の二第一項、第十一条の三第二項」を加え、「第三項まで」を「第四項まで、第十二条の二第一項」に、「もの」を「事務（第八号において「第六条第三項等の事務」という。）」に改め、同項第八号中「第六条第三項から第六項まで、第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項第二号、第十条第三項、第十一条、第十二条第一項から第三項まで若しくは第十三条第一項の規定による事務」を「第六条第三項等の事務」に改める。

第十六条第一項中「第十二条第三項及び第四項」を「第十一条の二第一項及び第二項、第十一条の三第二項及び第三項、第十二条第四項及び第五項、第十二条の二」に改め、同条第二項中「、第九条第一項第二号、第十条第三項」を削り、「第十一条」の下に「、第十一条の二第一項、第十一条の三第二項」を加え、「第三項まで」を「第四項まで、第十二条の二第一項」に改める。